

指定給水装置工事事業者 廃止
休止 届出書
再開

鶴田町長 相 川 正 光 殿

平成 年 月 日

届出者

水道法第 25 条の 7 の規定に基づき、給水装置工事の事業の 廃止
休止 の届出をします。
再開

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
(廃止・休止・再開) の年月日	
(廃止・休止・再開) の理由	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。